

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 との供与期限 (注2)	署名日 署名地 (年月日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
サントメ・プリンシペ	食糧援助に関する日本国政府と サントメ・プリンシペ民主共和 国政府との間の交換公文	食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施する ために必要な生産物及び役務の購入	250,000千円 -----	2021.12.13 サントメ で (同日)	日本側 野口修二在サント メ・プリンシペ大使 サントメ・プリンシペ側 エデヤテ・テニシエ外 務・協力・共同体大臣	2022.1.13 16号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、○年△月□日を○.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。